

# 正常化に向けつつある中国経済 ~4月のニュースレビュー

リサーチ&アドバイザリー部  
中国調査室

<b>注目される経済ニュース(4月)</b> .....	<b>2</b>
【マクロ経済】.....	2
生産要素の市場化配置に関する初の中央文書を発表 .....	2
2020年全国人民代表大会と政治協商会議の開催日時が確定 .....	2
コロナショック対策:金融政策編.....	2
国務院常務会議で諸項目決定~貿易安定化の措置、越境 EC 総合試験区の増設、広州交易会のネット開催など .....	3
4月の製造業 PMI は 50.8、前月より 1.2 ポイント低下 .....	3
【産業】.....	4
自動車: 新エネルギー車の補助金、2022 年末まで延長、価格 30 万元以下 .....	4
不動産: 新型コロナ流行、北京オフィスの空室率は 10 年ぶりの高い水準 .....	4
不動産: 地方政府が不動産市場の促進に注力するも、住宅購入制限の大幅緩和は慎重 .....	4
スマートフォン: 5G 戦略は新型コロナショックに遭遇、スマートフォンメーカーは難局に立つ .....	5
【都市化】.....	5
2020 年新型都市化建設計画が公開、戸籍制度改革を深化 .....	5
都市化 2.0 が進行中で「都市収縮」が話題に、19 都市群へ人口が集中するか .....	6
財政出動で旧住宅リフォームの規模を大幅に拡大、内需刺激が目的 .....	6
【地域経済】.....	6
2019 年地域 GDP トップ 50 都市、17 都市は 1 兆元突破 .....	6
【雇用】.....	7
コロナショックで雇用圧力増大、新成長分野の出現で就業構造の変化も .....	7
【FDI】.....	7
対中直接投資減の懸念に促進策で対応、日系企業の対中進出が維持 .....	7
<b>プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士</b> .....	<b>8</b>
IFRS 中小企業版の各国における実務的活用について .....	8
<b>三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020 年 5 月)</b> .....	<b>13</b>

## 注目される経済ニュース(4月)

### 【マクロ経済】

#### 生産要素の市場化配置に関する初の中央文書を発表

中国共産党中央と国務院は4月9日、「生産要素市場のより完全な配置体制・メカニズムの構築に関する意見」を発表し、土地、労働力、資本、技術、データといった生産要素に関する改革の方向性と重点改革任務を明確にした。「意見」は土地、労働力、資本、技術、データの5要素・分野の具体的な措置を打ち出した。①土地について、産業用地方式や土地計画指標管理の柔軟性の強化、混合産業用地の供給の増加、省級政府による建設用地供給指標の管理。②労働力について、労働力要素の合理的かつ秩序ある流動の誘導、長江デルタ、珠江デルタなどの都市群における戸籍準入年限同一化の相互認可の模索、超大型都市以外の戸籍定着制限の緩和、經常居住地での戸籍登録制度の試行。③資本市場について、株式市場の発行・取引・廃止、投資者保護など基礎的制度の整備、債券市場の統一的基準の構築、信用類社債の情報開示基準の統一、信用類社債発行の登録管理制の実施。④技術について、科学技術成果所有権に対する奨励、応用技術類科学研究機関の市場化・企業化。⑤データについて、データ共有責任リストの発表、統一的なデータ基準の制定、多分野のデータ開発と利用の支援などの内容が盛り込まれた(詳細分析は次号週報にて案内する)。

#### 2020年全国人民代表大会と政治協商会議の開催日時が確定

4月29日に開催された第13期全国人民代表大会常務委員会第17回会議では、第13期全国人民代表大会第3次全体会議(全人代)が5月22日に開催すること、全国政治協商第13回第3次会議(全人代と合わせて「两会」)が5月21日に開催することを決定した。コロナウイルスの影響でこれまで北京をはじめとする主要都市では封鎖措置などを取っていたが、两会の開催時期が確定されることから、北京市の防疫状況が一段落落ち着いていとみられる(北京市は4月30日付に、伝染病など突発的な公共衛生事件に対して最重要任務として感染予防に取り組む「1級対応」から「2級対応」に引き下げた)。今回の两会の注目点として以下のことが挙げられている。

- 李克強総理による政府活動報告と国民経済・社会発展計画案、並びに予算案の審議が予定されているが、新型コロナウイルスの影響で、GDP年間目標をどのように設定するか、または設定しないか。
- これまで強調されてきた「6つの保(保つ)」<sup>1</sup>をいかに実行するか、とりわけ雇用水準と国内需要を維持するために、どのような取り組みと支援策が打ち出されるか。
- 景気刺激策の一環である新型インフラ投資と要素配置の市場化改革をいかに有効に推進するか。

#### コロナショック対策:金融政策編

新型コロナウイルスが発生して以来、中国人民銀行は市場流動性の増加、資金コストの低下、困難企業の資金支援を目的に、諸々の措置を打ち出している。

- 再貸出・再割引の実施。コロナ防疫重点企業を対象に金融機関へ3000億元特別再貸出を実施(2月20日)、中小企業や農業支援目的で、再割引と再貸出を5000億元実行(2月26日)、中小金融機関向け1兆元の再割引と再貸出しを決定(3月31日)。総額1.8兆元となる。
- MLFの引き下げを通じてLPRの低下を誘導する。4月20日に公表したLPRは1年期3.85%(年初以来30bp低下)、5年期は4.65%(年初以来15bp低下)となる。

<sup>1</sup> 「6つの保(保つ)」とは、①保就業(雇用を保つ)、②保民生(国民生活を保つ)、③保市場(市場主体と市場メカニズムを保つ)、④保糧食能源安全(食糧とエネルギーの安全を保つ)、⑤産業鏈供給鏈(産業チェーンとサプライチェーンを保つ)、⑥保基層運轉(社会末端組織のスムーズな運営を保つ)。

- 預金準備金比率の引き下げ。3月16日に包摂金融を取り扱う銀行に対して預金準備金比率を0.5-1.0ポイント引き下げ、さらに株式商業銀行に別途1.0ポイント引き下げ、これにより5500億円の貸出可能な資金が増加する。そして、中小銀行を対象に4月15日と5月15日に、それぞれ0.5ポイント引き下げ、実行後の中小銀行預金準備率は6%まで低下し、合計4000億円の資金が放出される。
- 超過預金準備金金利の引き下げ。4月3日の国務院常務会議は商業銀行の超過預金準備金に利払いする金利水準を0.72%から0.35%へ引き下げることを選定した。商業銀行の超過預金準備金を減らして貸出を増加させることが目的である。
- 4月21日の国務院常務会議では商業銀行の貸倒引当金カバー比率を段階的に引き下げ、最低100%にすることを決定した。貸出可能な資金の増加につながる。

## 国務院常務会議で諸項目決定～貿易安定化の措置、越境EC総合試験区の増設、広州交易会のネット開催など

国務院の李克強総理は4月7日、国務院常務会議を主宰し、クロスボーダー電子商取引(越境EC)総合試験区の増設、加工貿易の支援、広州交易会のネット開催といった貿易安定化の措置を打ち出した。新型コロナウイルスの海外での蔓延により、世界経済や国際貿易に深刻な影響を与え、貿易企業は外需の不振や受注の減少に直面している。国務院常務会議では半月で3回、貿易・外資の安定について検討し、雇用政策を優先して雇用市場に対する影響の緩和に努めた。

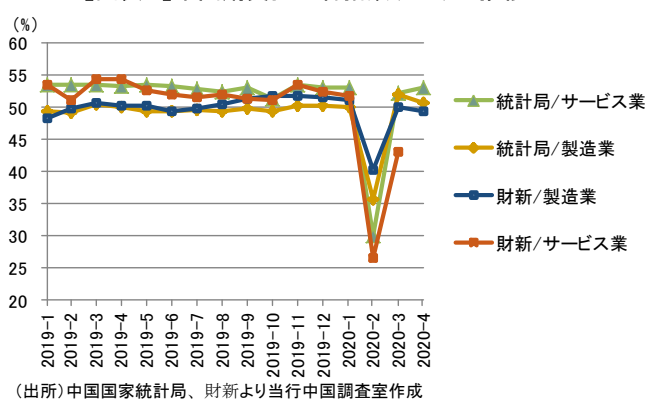
会議では、①現在既に全国56カ所に設立した越境EC総合試験区の上に、さらに46カ所新設、総合試験区内の越境EC小売輸出貨物に対して増徴税と消費税を免除、条件を満たした総合試験区の所在都市を越境EC小売輸入試行の対象とし、企業の海外倉庫の共同建設・共用を支援。②加工貿易の保税部材と完成品の内販に対して年末までに緩税利息(政策調整により期限到来した契約が延期できず、内販にて処理する場合生じた利子)を免除、加工貿易企業の内販に関する関税納付試行をすべての総合保税区へ拡大。③外商投資の奨励産業範囲を拡大、加工貿易の禁止類商品種類を縮小。④第127回中国進出口商品交易会(広州交易会)は6月の中下旬にインターネット上で開催。⑤小規模零細企業と個人事業者、農家に対する金融支援を強化、金融機関がこれらの対象に向けて行う融資への税優遇措置を2023年末まで延長するなどの措置を選定した。

## 4月の製造業PMIは50.8、前月より1.2ポイント低下

国家統計局は4月30日、4月の製造業購買担当者指数(PMI)は50.8だったと発表し、前月より1.2ポイント低下し、2カ月連続で景況判断の節目となる50を上回った。企業規模別にみると、大型企業は51.1、中型企業は50.2で、前月比それぞれ1.5ポイント、1.3ポイント低下したが、小型企業は51.1と0.1ポイント上昇した。PMI構成指数のうち、生産(53.7)、新規受注(50.2)、雇用(50.2)、サプライヤー納期指数(50.1)は50を上回ったが、原材料在庫(48.2)は下回った。PMI調査対象21業界のうち、食品飲料、自動車製造、石油化工など9業種は前月を上回り、紡績、化学原料製品、造紙印刷など12業種は前月を下回った。また、4月25日時点、PMI調査対象企業のうち、大中小型企業の操業再開率は98.5%と3月より1.9ポイント、うち製造業は99.7%と1.0ポイント上昇した。企業の操業再開が進み、景気下支え政策の効果が表れてきたが、市場需要の回復が依然として生産活動より弱く、輸出入市場の不確実性も増している。

また、中小製造業企業の動向を表す財新製造業PMIは4月に49.4になっており、景気の下支え目である50を割った(3月は50.1)。

【図表1】中国購買担当者指数(PMI)の推移



## 【産業】

### 自動車：新エネルギー車の補助金、2022年末まで延長、価格30万元以下

3月31日の国务院常务会议で、新型コロナウイルスの影響で販売が落ち込んでいる自動車の消費喚起に向け、電気自動車やプラグインハイブリッド車など「新エネルギー車(NEV)」に対する補助金支給および自動車購入税の免除措置を2022年末まで延長する方針を発表した。また、京津冀など大気汚染の重点対策地域・主要発展地域で、排ガス基準「国3」以下のディーゼルトラックを淘汰することを支援し、中央財政から補助金を拠出する。中古車取引企業に対し、5月1日から2023年末までの期間、販売額にかかる増値税の税率を0.5%に引き下げることが決まった。

それを受けて、財政部、工業情報化部、科学技術部、国家発展改革委の4部門は4月23日、補助金政策の細則を発表し、支給対象となるNEV車両の条件を明確にした。補助金支給前の販売価格を30万元以下とし、支給額を前年の基準から20年は10%、21年は20%、22年は30%と段階的に削減し、補助金支給対象は年間200万台を上限とした。

中国のNEV補助金政策は2009年から始まり、NEV市場はこれを追い風に急成長を遂げ、世界最大市場となった。一方、2017年から補助金を段階的に削減する方針に転換し、2020年以降全廃する予定であった。2019年6月下旬からは中央政府の補助金を従来から平均50%削減し、地方政府の補助金を廃止することを受け、7月以降、NEV販売台数は前年を割り込み、通年のNEV販売は前年比4.0%減の120万6,000台とマイナス成長に落ち込んだ。

NEV補助金の削減に加え、新型コロナウイルスの流行で消費活動が停滞し、1~3月のNEV販売は前年同期比56.4%減と低迷が続いている。今回の政策はコロナ影響の軽減、自動車消費の促進だけでなく、自動車企業の経営とコスト圧力を緩和させ、産業競争力の向上および高品質の発展に有利であり、業界から市場回復への期待が高まっている。

### 不動産：新型コロナ流行、北京オフィスの空室率は10年ぶりの高い水準

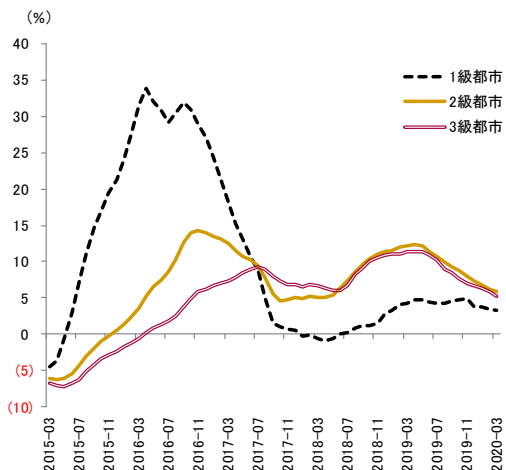
新型コロナウイルス流行で、北京のオフィス市場の落ち込みは激しかった。サヴィルズ(savills)の調査によると、第1四半期に、北京市オフィスの空室率は前月比0.5ポイント上昇して13.2%に達し、2010年の最高水準となった。オフィス賃料に敏感な業者が賃貸面積の削減や解約に追い込まれたケースがあった。

一方、ジョーンズラングラサール(JLL)によると、オフィス新規成約の企業では、IT企業と金融企業はそれぞれ49%、24%を占めた。IT業と金融業は新型コロナから受ける影響は限られており、一部賃貸面積を拡大するIT企業も見られた。

### 不動産：地方政府が不動産市場の促進に注力するも、住宅購入制限の大幅緩和は慎重

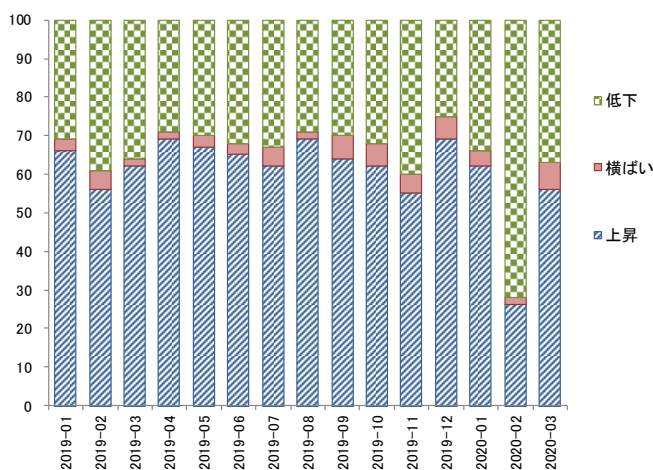
新型コロナ対策の移動制限が解除されてから、地方政府は不動産開発再開と住宅取引の正常化を促進するために新制度を次々と打ち出している。中では、不動産業者向けのインフラ設備費と土地増値税の納付延期、優秀な人材を呼び寄せるための住宅購入優遇策などが主流である。一方、青島、広州、海寧、済南、宝鶏、駐馬店といった都市は厳格な住宅取引制限を大幅に緩和する政策を試みたが、政策を打ち出してから間もなく撤回した。地方政府は不動産市場の再開で経済を下支えする要望は強かったが、中央政府は投機的需要を抑制する原則を貫く姿勢を示している。

【図表 2】70 主要都市新築住宅価格指数(前年同期比)



(出所) 中国国家统计局より当行中国調査室作成

【図表 3】100 主要都市価格変動の分布(前月比)



(出所) 中国国家统计局より当行中国調査室作成

4月16日に国家统计局が住宅販売価格の動向を発表し、全国70主要都市の住宅販売価格は前月比小幅に上昇した。中で、1級・2級・3級都市の新築住宅の前月比価格はそれぞれ0.2%、0.3%、0.2%上昇した。住宅販売市場は安定的で徐々に回復していることが伺える。華西証券報によると、3月に100主要不動産企業の販売金額は累計で7,679億元、前年同期比14.7%減少したが、2月より23ポイント回復した。4月の販売市場は3月比較でさらに改善する見込み。

### スマートフォン：5G戦略は新型コロナショックに遭遇、スマートフォンメーカーは難局に立つ

中国のスマートフォン市場は飽和に近づいている中、HUAWEI、OPPO、vivoとNOKIAなどの業界リーダーは5Gスマートフォンで買換需要を喚起してシェア拡大をと期待した。しかし、2月24日から、各社は自社の5G新機種を次々とオンライン発表したが、新型コロナショックによる行動制限や消費意欲の低下等が新機種販売に響いた。

中国情報通信研究院によると、第1四半期に登録申請を出したスマートフォンは106機種があり、中で5G機種は57で全体の53.8%となっている。2020年3月、中国国内の携帯電話の出荷台数は前年同期比23.3%減少の2,175万台であった。第1四半期の出荷台数は前年同期比36.4%減少の4,895万台で、中でも5Gスマートフォンは1,406万台で全体の28.7%を占めた。

4月中旬まで、国内の各OEM企業と関連サプライヤーは生産を再開したが、新型コロナ感染の海外での拡大により、販売市場の低迷でメーカーからサプライヤーへの発注の取り消しが相次いだ。5月のSamsung、Appleはそれぞれ30%~50%、25%キャンセルした。6月になると、国産メーカーも発注取消を開始し、OPPOとvivoは注文の30%~40%をキャンセルし、HUAWEIとXiaomiは20%~30%取り消した。サプライヤーにとって在庫処理は生産再開から次の難関になろう。

## 【都市化】

### 2020年新型都市化建設計画が公開、戸籍制度改革を深化

4月9日、国家改革委員会は「2020年新型都市化建設と都市・農村融合発展重点任務」を発表し、戸籍制度改革や公共サービスの供給体制改革により労働力の自由流動を促進し、2014年からスタートした1億人に都市戸籍を与える目標を今年に実現させることを掲げた。国家统计局によると、2019年末時点で、常住ベース人口の都市化率は60.6%で、戸籍ベースの都市化率は44.4%であった。常住地と戸籍所在地が分離された人口は2億8,000万であり、そのうち、流動人口は2億3,600万人であった。

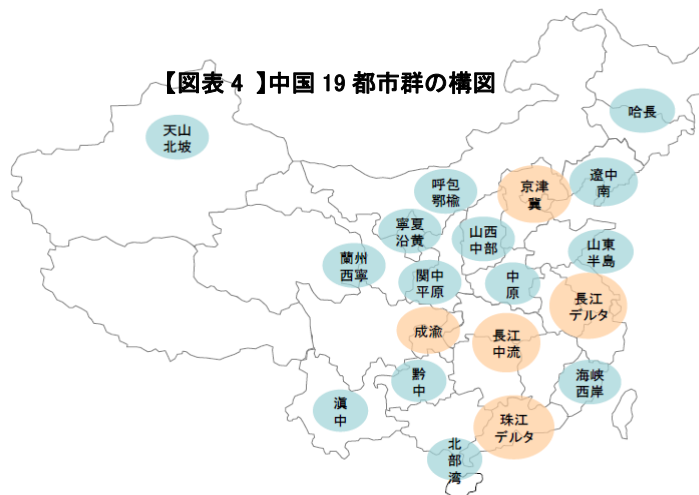
2020年の重点任務には、常住人口が300万以下の都市に戸籍制限の全面的な撤廃、常住人口が300万人以上の都市は重点人口の戸籍制限の撤廃、基本医療保険の地域間管理の一体化といった措置が盛り込ま

れた。これは「要素市場化」体制構築の一環であり、労働力流動の不合理的な阻害要素を取り除くための措置として期待される。

## 都市化 2.0 が進行中で「都市収縮」が話題に、19 都市群へ人口が集中するか

習慣上、「都市収縮」を「人口規模が1万人以上の密集都市地域で、人口流出が2年以上続き、且つ構造的経済危機が発生する現象」と定義している。中国は2019年3月に発表された「2019年新型都市化建設重点任务」で初めて「収縮型都市」という概念を提起したが、国際共通の定義と多少ニュアンスに違いがある。中国政府が提起した「収縮型都市」は「現象」よりも、都市体制の再編で都市構造の合理化を求めるといった能動的な意味が含まれている。4月9日に発表された「2020年新型都市化建設と都市・農村融合発展重点任务」は再度「収縮型都市」を提起し、さらに踏み込んだ措置として人口規模に適応させるように都市の土地規模や行政区画を調整することが盛り込まれた。

中国の都市化は最初の「農村から都市へ」経路から「中小都市から中心都市・大都市へ」に変化し、都市化 2.0 とも呼ばれる。「収縮型都市」の提起は都市化 2.0 を意識したものであると思われる。目下では、東北地域と西北地域に収縮型都市が多く現れており、将来、19 都市群に人口が集まり、包括的かつ多極的な発展を実現することを期待。



(出所)公開情報より当行中国調査室作成

## 財政出動で旧住宅リフォームの規模を大幅に拡大、内需刺激が目的

4月14日、国務院常務会議では、都市の旧住宅リフォームの規模を大幅に拡大することを明らかにした。2020年、全国でリフォームの対象となる都市旧住宅区は3万9,000個で、関連住民は700万世帯となる。2020年の計画規模は2019年と比べて100%増加し、2000年以前に建設された住宅区を主要対象とする。リフォームの内容は、違法建築の撤去、家屋の修繕、水道水・電気・天然ガスといったインフラの装備がある。それに加え、生活の利便性を高めるための養老介護、保育園や医療サービスを提供する施設の建設も含まれる。

## 【地域経済】

### 2019年地域GDPトップ50都市、17都市は1兆円突破

各地域が発表したデータに基づいて、第一財經日報が2019年のGDPトップ50都市を纏めた。中国337地级以上都市のうち、トップ50都市には、1・2級主要都市と一部3級都市が含まれている。2019年の50都市のGDP総額は53兆723億元に達し、全国の53.6%を占めた。トップ10都市は順に上海、北京、深セン、広州、重慶、蘇州、成都、武漢、杭州、天津となっている。17都市のGDPは1兆円を超え、うち佛山が新たにランクインした。また、泉州、東莞、済南、合肥、福州、南通、西安など7都市は9,000億元台となった。トッ

プ50都市を省別にみると、江蘇省が9都市で最多、浙江省(7)、山東省(5)、福建省(4)、広東省(4)が次いでおり、同5省は合計29都市で三分の二を占めた。都市群別にみると、長江デルタは18都市、京津冀と珠江デルタはいずれも4都市。地域別にみると、東部は34都市、中西部は12都市、東北部は4都市となった。50都市のうち、直轄市、省会都市、計画単列市のほか、普通地級市は23都市あり、うち21都市は沿海発達地域にある一方、中西部は2都市(河南省洛陽市、湖北省襄陽市)のみランクインしたことから、内陸部と沿海部、中西部の省会と非省会都市の間の格差が依然として大きいことが分かった。

## 【雇用】

### コロナショックで雇用圧力増大、新成長分野の出現で就業構造の変化も

中国では、新型コロナウイルスの流行ピークが過ぎ、操業再開が進んでいるが、これまでの長期休業により幅広い業種で人員削減が行われ、雇用圧力が増大している。国家統計局が発表した3月末時点の都市部調査失業率は5.9%と、2019年末と比べて0.7ポイント悪化した。また、民間リクルート大手の智聯招聘が発表した『中国就業市場景気報告』によると、2020年第1四半期の就業景気指数(CIER)は1.43と、2019年末(2.18)と比べて0.75ポイント低下し、第1四半期の新規求人数は前年同期比▲27%と大幅減。更に、中堅証券会社の中泰証券によると、公式統計から除外した農民工(約2億9,000万人)をも入れる場合、実質失業率は20.5%にも上るとした。

雇用圧力増大を受け、4月17日に開催された中央政治局工作会議では、新たに「6つの保(保つ)」を発表し、その最初に出たのは「保就業」(雇用を保つ)であった。中国国家発展改革委員会は4月20日、「よりのを絞り込んだ雇用政策を展開する」と、雇用を安定化する政策スタンスを示した。

他方、上記の『中国就業市場景気報告』によると、求人者数全体が減少する中、娯楽・体育関連産業は同+3%、その内訳をみると、ライブ配信型販売関連の求人件数は前年同期比+83.95%、求人者数は同+132.55%に達した。また、法人向け専門サービスやコンサルティングサービスも好調であり、とりわけ2線都市と3線都市の伸びが著しく、それぞれ同+9%と+34%となった。コロナショックは雇用を抑制するだけでなく、新たな成長分野を生み出し、就業構造を変化させつつあることも明確である。

## 【FDI】

### 対中直接投資減の懸念に促進策で対応、日系企業の対中進出が維持

コロナウイルスの蔓延は世界経済に打撃を与えている。中にも直接投資と貿易に対する影響が甚大であり、UNCTAD(国連貿易発展会議)が発表した『3月グローバル投資趨勢観測』によると、コロナショックの影響で、今年の対外直接投資(FDI)は2019年と比べて最大15%減少するとしている。

中国政府は外資規制をさらに緩和するため、新規FDIの減少、及び既存FDIの撤退に歯止めをかけようとしている。国家発展改革委員会は4月20日、外資系企業の対中進出を制限することを目的とした「ネガティブリスト」の縮小を発表し、また一部の外資系企業に対して税制上の優遇措置を設ける方針を示した。また、エネルギー・農業・サービスなどの分野に対して、「開放の度合いを拡大する」こととした。

こうした中、最近では、日系企業とりわけ環境系・サービス系の中小企業の対中進出が続々と報じられ、各種報道のまとめによると、2020年1-3月に少なくとも35社あり、そのうち、資本金が500万元以上の投資は14社に上る。中国が日系企業の有望進出先といった状況が変わっていない。これに対して専門家は、「新型コロナウイルスはあくまでも一時的な事象であり、中国が最大の国内市場を持ち、また世界で唯一の完全産業システムを有する国でもあり、これらの優位性が日系企業の進出を呼び寄せる最大のポイント」と分析している。

# プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

## IFRS 中小企業版の各国における実務的活用について

今回は IFRS 中小企業版の実務的活用の可能性について考えるとともにその内容についてみてみたいと思います。

今回の章立て

IFRS とは

IFRS pros and cons

IFRS と日本及び中国会計制度

実務的観点からの IFRS 中小企業版の活用

IFRS 中小企業版とは

### I. IFRS とは?

IFRS(国際財務報告基準:International Financial Reporting Standards)とは、ロンドンに本部を置く民間の会計基準設定主体である国際会計基準審議会(IASB)および IASB の前身である国際会計基準委員会(IASC)により設定された会計基準(IAS および IFRS) および IFRS 解釈指針委員会(IFRIC) および IFRIC の前身である解釈指針委員会(SIC)により発表された解釈指針(SICs および IFRICs)の総称です。このうち会計基準については、財務諸表の作成および表示に関する概念フレームワークが含まれます。

### II. IFRS pros and cons

IFRS の長所は世界共通で利用できることにあります。複数国にまたがる事業を管理する場合に、自ら採用する基準を中心に判断、議論ができることは代えがたいものがあります。

現在、IFRS は世界 156 の国/地域において会計基準としてが要請または認められています。後述する IFRS 中小企業版(IFRS for SMEs)についても、世界 86 の国/地域において採用が認められています。

### III. IFRS と日本会計制度

日本では認められていない?

IFRS は日本では基準として採用することは認められていません。

そもそも日本の会計制度って?

公正なる会計慣行

日本の会計は、一般に公正妥当と認められる「公正なる会計慣行」を規範とすると表現されます。会計慣行は、すべての会社に適用を求める規範性があるのですが、そもそも強制力はありません。しかし、一定規模以上の会社に関しては、事実上の強制力を持って、会社決算で公正なる会計慣行を適用することになります。このような規範をソフトローと呼びます。

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

この慣行を支えるものとして、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準があり、以下のようなものが含まれるとされています。



1. 企業会計審議会又は企業会計基準委員会から公表された会計基準
2. 企業会計基準委員会から公表された企業会計適用指針及び実務対応報告
3. 日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会等の実務指針及び Q&A
4. 一般に認められる会計実務慣行

なお、明確な企業会計の基準がない場合等、監査人が、経営者が採用した会計方針及びその適用方法をはじめ財務諸表の適正性に関する判断を行うに当たり、実務の参考になるものとしては、例えば次のものがあるとされます。

- ・日本公認会計士協会の委員会研究報告(会計に関するもの)
- ・国際的に認められた会計基準
- ・税法(法人税法等の規定のうち会計上も妥当と認められるもの)
- ・会計に関する権威のある文献

参考:会計トライアングル

企業会計に係る法制として、金融商品取引法と会社法と法人税法があるとされます。

金融商品取引法(上場会社等に適用)

第九十三条

この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

(財務諸表等規則の第一条第二項には、「企業会計審議会」により公表された企業会計の基準が、同条第三項には、「企業会計基準委員会」により公表された企業会計の基準が公正なる会計慣行となることが示されている。)

会社法(全ての会社に適用)

第四百三十一条

株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

法人税法(税額の計算を目的として全ての会社に適用)

第二十二条

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

日本における IFRS の利用は認められる?

会計慣行において基準とは唯一絶対的なものではなく、一定の幅が認められます。

さらに、IFRS は絶対的な基準としては認められないものの、会計慣行として考慮されるものといえ、むしろ近づいて行っているといえるでしょう。

従って、会計慣行として実施することは問題ないものといえ、最終的に必要に応じて修正することにより真実性の確保等の目的を達するものともいえるでしょう。

## IV. IFRS と中国会計制度

### 中国会計制度

- ・国家統一の会計制度(日本の公正なる会計慣行に該当?)
- ・2つの企業会計基準(日本の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当?)

### 国家統一の会計制度

国家統一の会計制度規定とは、国務院財政部門が会計法に基づき制定した会計決算、会計監督、会計機構、会計人員及び会計業務にかかわる管理制度のことをいい、会社、企業は実際発生した経済業務事象に基づき、国家統一の会計制度規定に基づき、資産、負債、出資者持分、収入、費用、原価、利益を認識、測定及び記録しなければならないとされています。(会計法第25条及び第50条)

### 企業会計制度と企業会計準則

企業会計制度は、会社が選択すべき会計方針や会計処理を具体的かつ網羅的に記載された基準であり、2001年1月1日よりの中国上場企業に対する適用に加え、2002年1月1日より外商投資企業を含む基本的に全ての企業に対して適用されました。

また、2006年に《企業会計制度》では詳細に規定されていないものや、《企業会計制度》と改訂前《企業会計準則》そのものの欠陥を補い、中国の企業会計の透明性と国際比較性を高めるため、より詳細かつより国際財務報告基準(IFRS)に近似した会計基準として、基本準則と38項目の具体準則からなる、新しい《企業会計準則》を制定されました。

この新しい《企業会計準則》はその後順次IFRSの更新に合わせて更新されており、また、2015年に中国財政部は改定前の企業会計準則における具体準則を全て廃止したことにより、企業会計制度と新しい企業会計準則が基本的会計基準として存在することとなっています。

### 企業会計準則とIFRS

基本的に新しい企業会計準則ではIFRSとほぼ同様の考え方が採用されています。以下にみられるように、IFRSの改定に従い企業会計準則も改訂されています。

収益の認識に関しては、IFRS15号の適用に合わせて、2017年7月5日付で『企業会計準則第14号—収入』の改訂発行に関する通知(财会[2017]22号)を發布し、2018年1月1日から施行されています。適用開始年度については、海外上場企業は2018年1月1日からの実施、国内上場会社は2020年1月1日からの実施であり、非上場企業は2021年1月1日からの実施となっています。

リース会計に関しては、IFRS16号の適用に合わせて、2018年7月5日付で『企業会計準則第21号—リース』の改訂発行に関する通知(财会[2018]35号)を發布し、2019年1月1日から施行しています。適用開始年度については、海外上場企業は2019年1月1日からの実施、その他企業は2021年1月1日からの実施となっています。

### 中国におけるIFRSの利用は認められる?

国家統一の会計制度には該当しないものといえます。

但し、企業会計準則とIFRSは程同様の内容となっており、実質的には、IFRSに従って処理を実施することは問題なく、最終的に必要に応じて修正することにより企業会計準則の目的を達するものともいえるでしょう。

## V. 実務的観点からのIFRS 中小企業版の活用

IFRSは主に:PIEs (Public Interest Entities)と呼ばれる大きな社会的利害関係を有する企業を対象としていることから、その内容が細かく区分され、極めて詳細な記述がなされていることから、一般の企業が普段の取引において参考とすることには適しません。そこで、一般の企業向けにIFRS 中小企業版が作成されており、

会計制度全体の包括的理解という意味でより実務的といえ、かつ、正式な IFRS とも大きな相違はないものとなっています。

そこで、以降は IFRS 中小企業版を実務的活用の観点から解説していきたいと思えます。

### IFRS 中小企業版とは?

中小企業向けに適用される IFRS といえ、その第 1 章において中小企業の内容が以下のように説明されています。

中小企業とは

以下の 2 つの条件を同時に満たす企業をいいます。

- ① 公的説明責任を有しない。
- ② 外部利用者に財務諸表を公表している。

#### ① 公的説明責任

以下のような責任をいうものとされています。

(a) 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場で取引されているか又は公開市場での当該金融商品の発行の過程にある場合; 又は

(b) 自己の主要事業の一つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保持している場合 (例えば、銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー・ディーラー、投資信託会社及び投資銀行等)。

#### ② 外部利用者

例えば、事業経営に関与していない事業主、現在の及び潜在的な債権者、並びに格付機関が含まれるものとされています。

### IFRS 中小企業版の全体の章立て

第 1 章 中小企業

第 2 章 概念及び全般的な原則

第 3 章 財務諸表の表示

第 4 章 財政状態計算書

第 5 章 包括利益計算書及び純損益計算書

第 6 章 持分変動計算書並びに純損益及び剰余金計算書

第 7 章 キャッシュ・フロー計算書

第 8 章 財務諸表の注記

第 9 章 連結及び個別財務諸表

第 10 章 会計方針、見積り及び誤謬

第 11 章 基礎的金融商品

第 12 章 その他の金融商品に関する事項

第 13 章 棚卸資産

- 第14章 関連会社に対する投資
- 第15章 ジョイント・ベンチャーに対する投資
- 第16章 投資不動産
- 第17章 有形固定資産
- 第18章 のれん以外の無形資産
- 第19章 企業結合及びのれん
- 第20章 リース
- 第21章 引当金及び偶発事象
- 第22章 負債及び資本
- 第23章 収益
- 第24章 政府補助金
- 第25章 借入コスト
- 第26章 株式に基づく報酬
- 第27章 資産の減損
- 第28章 従業員給付
- 第29章 法人所得税
- 第30章 外貨換算
- 第31章 超インフレ
- 第32章 後発事象
- 第33章 関連当事者についての開示
- 第34章 専門的活動
- 第35章 「中小企業向け IFRS」への移行

次回以降、IFRS 中小企業版の章ごとに、実務的活用の観点から解説していきたいと思っております。

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

東京公認会計士協会租税委員会委員

IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



---

## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020年5月)

---

- MUFG BK CHINA WEEKLY 2020/4/30

- 加速する中国の「新型インフラ建設」～技術革新でデジタル経済の振興を目指す～

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/420043001.pdf>

国際業務部

- MUFG BK 中国月報 第171号 (2020年5月)

- ソーシャル・イノベーションから見た中国防疫最前線

～新型コロナウイルスが技術開発の土台に、官民連携で更なる加速へ

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0k9dxr0r705He617c897Iid0k9dxslbilj>

国際業務部

- ニュースフォーカス No.5

- 2020 香港政府 新型コロナウイルス肺炎追加対策として「防疫抗疫ファンド」第2弾を設立

[https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1148\\_ext\\_02\\_0.pdf](https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1148_ext_02_0.pdf)

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性がります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室

北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214